

第11章 被害救済等

第1節 公害健康被害補償制度

1 制度の概要と府下の状況

大気汚染の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）により、これまで汚染原因者の負担によりその被害者に対し、医療給付・障害補償等が行われるとともに、被害者の福祉に必要な事業が実施されてきたところである。

府域では、従来から大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっていたが、昭和63年3月以降は、法律改正により新たな患者の認定は行われず、既に認定を受けた患者の補償、認定の更新などが行われている。

なお、旧指定地域における本制度の対象者は、各市長により認定されており、その認定状況は表2-11-1のとおりである。

表2-11-1 公害健康被害者認定状況

(1) 指定地域別認定状況

(平成3年3月31日現在)

地 域	認定患者数	左のうち取消数			現存認定患者数
		治 ゆ 等	死 亡	転 出	
大 阪 市 全 域	39,144人	12,848人	7,786人	595人	17,915人
豊 中 市 南 部	1,170	407	197	42	524
堺 市 西 部	6,391	929	1,390	88	3,984
吹 田 市 南 部	749	120	141	32	456
守 口 市 全 域	5,298	1,883	570	167	2,678
東 大 阪 市 中 西 部	5,201	897	803	144	3,357
八 尾 市 中 西 部	2,662	416	450	90	1,706
計	60,615	17,500	11,337	1,158	30,620

(2) 各年度末現存認定患者数の推移

年 度	昭 6 1	6 2	6 3	平 元	2
各年度末現存認定患者数（人）	32,276	33,629	34,103	32,258	30,620

2 健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害を防止するため、昭和63年度から、健康被害予防事業を実施している。

平成2年度は、健康被害予防事業のうち、環境改善事業について、その計画的かつ総合的な実施を図るため、環境改善事業計画を作成するとともに、府立高校2校で大気浄化植樹事業を実施した。

3 公害病認定患者死亡見舞金の支給

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金（5万円）を支給することとしており、平成2年度は491名の死亡者の遺族に対し、総額2,455万円を支給した。

4 公害医療研修事業に対する助成

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している社団法人大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

第 2 節 公害等の苦情及び紛争の処理

第 1 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が平成 2 年度に取り扱った公害苦情取扱総件数は 6,070 件であり、このうち新規に直接受理した件数は 4,639 件となっている（表 2-11-2）。

表 2-11-2 公害苦情取扱件数

(単位 件)

区分 年度	合 計	苦 情 の 受 理 件 数					前年度 からの 繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村・他府県	警 察	国の機関	
平 2	6,070	4,639	79	62	16	1	1,352
平 元	6,252	4,913	41	11	29	1	1,298

1 苦情の発生状況

(1) 公害の種類別苦情件数

平成 2 年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型 7 公害に関する苦情が 4,018 件で全体の 86.6% を占めており、このうち騒音に関するものが 1,808 件で最も多く、全体の 39.0% を占め、次いで大気汚染 928 件（20.0%）、悪臭 692 件（14.9%）、水質汚濁 331 件（7.1%）、振動 253 件（5.5%）となっている（図 2-11-1、表 2-11-3）。

図 2-11-1 公害の種類別苦情件数の推移

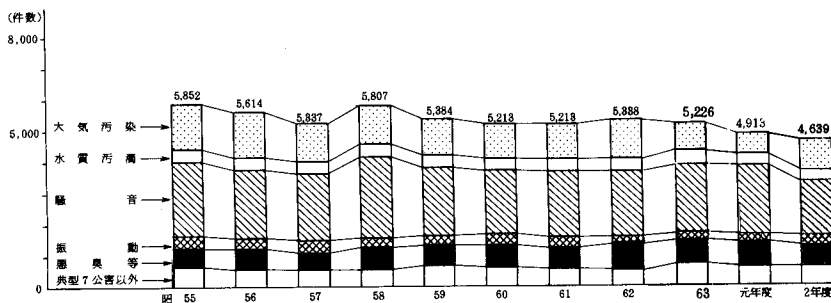


表 2-11-3 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年度	平 2		平 元	
	件 数	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典型 7 公害	大 気 汚 染	928	20.0 %	891	18.1 %
	水 質 汚 濁	331	7.1	336	6.8
	土 壌 汚 染	6	0.1	6	0.1
	騒 音	1,808	39.0	2,042	41.6
	振 動	253	5.5	275	5.6
	地 盤 沈 下	0	—	4	0.1
	悪 臭	692	14.9	668	13.6
	計	4,018	86.6	4,222	85.9
典型 7 公害 以外のもの	日 照 阻 害	1	0.1	1	0.1
	電 波 障 害	34	0.7	40	0.8
	廃 棄 物	112	2.4	196	4.0
	そ の 他	474	10.2	454	9.2
	計	621	13.4	691	14.1
合 計		4,639	100.0	4,913	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては、「典型7公害」欄に計上した(以下、表2-11-8についても同じ)。

(2) 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」とでは、「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が461件で最も多く、全体の11.6%を占め、次いで機械・器具製造業117件(2.9%)、繊維・衣服製造業114件(2.8%)、石油・化学製品106件(2.6%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、土木・建築工事が814件で最も多く、全体の20.2%を占め、次いで商店・飲食店487件(12.1%)、一般家庭155件(3.9%)となっている(表2-11-4)。

表 2-11-4 発生源の業種別苦情件数

発生源の業種		年度 公害の種類	平 2								平 元		
			大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	合 計		合 計	
										件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
生 産 工 場	食 料 品	11	21		26	7		38	103	% 2.6	83	% 2.0	
	織 維 ・ 衣 服	31	9		44	10		20	114	2.8	125	3.0	
	木 材 ・ 家 具 ・ 木 製 品	48	1		23	1		6	79	2.0	112	2.6	
	パ ル プ ・ 紙 製 品	4	1		5			2	12	0.3	36	0.9	
	石 油 ・ 化 学 製 品	28	9	1	21	1		46	106	2.6	84	2.0	
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	4			7	4		7	22	0.5	12	0.3	
	窯 業 ・ 土 石 製 品	21	2		17	2		4	46	1.1	47	1.1	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 金 属 製 品	127	22	1	219	39		53	461	11.6	488	11.5	
	機 械 ・ 器 具	20	9		64	6		18	117	2.9	129	3.0	
	そ の 他	45	12	2	88	6		61	214	5.3	241	5.7	
計	339	86	4	514	76		255	1,274	31.7	1,357	32.1		
生 産 工 場 以 外 の も の	修 理 工 場	13	6		15	1		24	59	1.5	46	1.1	
	土 木 ・ 建 築 工 事	233	20		429	105		27	814	20.2	810	19.2	
	交 通 機 関	14	4		59	49		1	127	3.2	106	2.5	
	牧 畜 ・ 養 豚 ・ 養 鶏 場		8					17	25	0.6	24	0.6	
	下 水 ・ 清 掃 事 業	7	9					17	33	0.8	40	0.9	
	娛 楽 遊 興 ス ポ ー ツ 施 設	4	3		42			4	53	1.3	53	1.3	
	一 般 家 庭	20	20		76			39	155	3.9	179	4.2	
	鉱 業	2							2	0.1	4	0.1	
	商 店 ・ 飲 食 店	22	10		397			58	487	12.1	611	14.5	
	事 務 所	13	1		11			10	35	0.9	30	0.7	
そ の 他	229	51	2	250	21		132	685	17.0	712	16.9		
不 明	32	113		15	1		108	269	6.7	250	5.9		
計	589	245	2	1,294	177		437	2,744	68.3	2,865	67.9		
合 計	928	331	6	1,808	253	0	692	4,018	100.0	4,222	100.0		

(3) 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,232件と最も多く、全体の31.0%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,010件と全体の半数以上(50.3%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,108件(27.5%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が554件(13.7%)となっている(表2-11-5)。

表2-11-5 被害の地域別苦情件数

発生源の業種	年度 公害の種類	平							2		平元	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	25	11		51	4		28	119	2.9%	123	2.9%
	第2種住居専用地域	139	62		320	33		105	659	16.4	697	16.5
	住居地域	252	80		616	87		197	1,232	31.0	1,247	29.5
	小計	416	153		987	124		330	2,010	50.3	2,067	49.0
	近隣商業地域	20	7	1	101	10		23	162	4.0	228	5.4
	商業地域	41	3		249	28		71	392	9.7	425	10.1
	小計	61	10	1	350	38		94	554	13.7	653	15.5
	準工業地域	256	75	2	305	63		153	854	21.3	878	20.8
	工業地域	61	13	2	67	15		34	192	4.7	186	4.4
	工業専用地域	22	4		9			27	62	1.5	53	1.3
	小計	339	92	4	381	78		214	1,108	27.5	1,117	26.5
	その他	109	72	1	89	12		52	335	8.3	358	8.5
	計	925	327	6	1,807	252		690	4,007	99.8	4,195	99.4
都市計画区域以外の区域		3	4		1	1		2	11	0.2	27	0.6
合計		928	331	6	1,808	253	0	692	4,018	100.0	4,222	100.0

(4) 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,020件と最も多く、全体の75.2%を占め、次いで健康に対する被害454件(11.3%)、財産に対する被害222件(5.5%)となっている(表2-11-6)。

表2-11-6 被害の種類別苦情件数

発生源の業種、 公害の種類	年度	平 2								平 元		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	構成比	件数	構成比
健康		129	3		267	15		40	454	11.3%	497	11.8%
財産		155	7	1	11	44		4	222	5.5	276	6.5
動物・植物		8	48	4	1			1	62	1.5	64	1.5
感覚的・心理的		623	254	1	1,311	185		646	3,020	75.2	3,091	73.2
その他		13	19		218	9		1	260	6.5	294	7.0
合計	件数	928	331	6	1,808	253	0	692	4,018	-	4,222	-
	構成比	23.1%	8.2	0.2	45.0	6.3	-	17.2	-	100.0	-	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

2 苦情の処理状況

平成2年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは4,714件で、取扱い件数6,070件の77.7%を占めている（表2-11-7）。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,264件と最も多く、全体の26.8%を占め、次いで原因物質の除去等597件（13.0%）、生産工程・作業方法の改善503件（10.7%）、作業の停・廃止、行為の中止469件（9.9%）となっている（表2-11-8）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表2-11-9及び表2-11-10のとおりであり、農業関係の苦情処理状況は表2-11-11のとおりである。

表2-11-7 苦情処理件数

(単位 件)

年度	合計	処 理 件 数						その他 翌年度へ 繰越等
		解決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送				他の機関	
			計	市町村・ 他府県	警 察	国の機関		
平2	6,070	4,714	120	48	6	4	62	1,236
平元	6,252	4,847	85	24	5	0	56	1,320

表 2 - 1 1 - 8 公害苦情の直接処理内容 (平成 2 年度)

公害の種類 処理内容	典 型 7 公 害										典 型 7 以外 の 苦 情	合 計	
	大 汚 染	気 汚 濁	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 沈	盤 下	悪 臭	計		件 数	構 成 比 %
工場等移転	11				28				8	47	1	48	1.0
機械施設の移転	4				41	4			1	50		50	1.1
機械施設の改善	67	21			183	2			38	311	15	326	6.9
故障の修理復旧	26	12			40	1			22	101	4	105	2.2
生産工程・作業方法の 改善	156	21	1	203	36				63	480	23	503	10.7
作業時間の変更	3				187	3			2	195	1	196	4.2
作業停止・廃止 行為の中	189	8	1	127	30	1			61	417	52	469	9.9
原因物質の除去等	28	53	1	11	3				55	151	446	597	12.7
被害者の建物等への 防止対策	18	6		1					2	27	10	37	0.8
府・市町村の措置又は 説明に得	196	103	2	603	104				188	1,196	68	1,264	26.8
防除機械・施設の新設	49	6	1	101	7				40	204	12	216	4.6
その他	199	102			333	39			189	862	41	903	19.1
合 計	946	332	6	1,858	229	1			669	4,041	673	4,714	100.0

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表 2 - 1 1 - 9 府警察機関における公害関係苦情処理状況 (平成 2 年度)

公害の種類 区分		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物	合計
処理	説諭等	1	2	346	0	1	15	365
	行政引継 (通報)	3	5	7	0	3	22	40
	措置不能	0	1	0	0	0	2	3
合 計		4	8	353	0	4	39	408

表 2 - 1 1 - 1 0 公害関係事犯検挙状況 (平成 2 年度)

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	悪臭	廃棄物	合計
検挙件数	0	1	0	96	97

表 2-11-11 農業関係の苦情処理状況（平成2年度）

公害の種類	発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況 (苦情内容)	措置
水質汚濁	温泉排水	2. 8. 21	農作物	松原市 大堀町他	水稲の枯死	<p>現地調査、土壌及び水稲作物の分析の結果、いづれも多量の塩素が検出された。原因はかんがい用ため池に塩素を含有する温泉排水が流入したためと判明した。</p> <p>原因者は排水が池に入らないよう経路を変更する措置を講じ、被害補償については、被害者と交渉を行い解決した。</p> <p>(3.6.27 完結)</p>

第2 公害紛争の処理

1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争についてあつせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続きにより、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

2 紛争の処理状況

府公害審査会における平成2年度末までの公害紛争に係る調停等の受付件数は91件、終結件数は84件である。このうち平成2年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し11件、新規受付9件の合計20件でこれらについて紛争の調停の手続きを進めてきた結果、13件が終結した(表2-11-12~13)。

表2-11-12 公害紛争の取扱状況

(平成3年3月31日現在)

年度	件数	受付件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭45～60		60	54	6
	61	5	5	6
	62	3	4	5
	63	8	1	12
平 元		6	7	11
	2	9	13	7
合 計		91	84	

表2-11-13 公害紛争の処理(終結)概要(平成2年度)

事 件 の 表 示	受付年月日	手続 回数	終結 の種類
	終結年月日		
昭和47年(調)第4号 〔地下鉄工事によって生じた建物損傷等に対する賠償を請求〕	昭47.10.27 平 2.10.25	84	打切
昭和49年(調)第1号 〔 同 上 〕	昭49.1.29 平 2.10.25	68	〃
昭和62年(調)第5号 〔道路拡幅工事の中止を請求〕	昭62.12.16 平 2.7.3	26	〃
昭和63年(調)第1号 〔 同 上 〕	昭63.4.19 平 2.7.3	23	〃
平成2年(調)第4号 〔 同 上 〕	平 2.7.3 平 2.7.3	1	成立
昭和63年(調)第2号 〔工場から発生する騒音・振動対策を請求〕	昭63.5.27 平 2.9.13	17	取下
平成元年(調)第1号 〔マンション建設による騒音被害、建物被害の賠償等を請求〕	平元.1.30 平 2.9.14	11	成立
平成元年(調)第2号 〔造成工事によって生じた地盤沈下による損害の賠償を請求〕	平元.3.8 平 2.6.27	11	打切
平成元年(調)第4号 〔住宅内道路を大型車両が通行しないことを請求〕	平元.4.17 平 2.7.11	11	成立
平成元年(調)第7号 〔隣家のクーラー室外機から発生する騒音等対策を請求〕	平元.9.13 平 2.10.8	12	打切
平成2年(調)第1号 〔印刷工場から発生する騒音対策を請求〕	平 2.2.15 平 2.12.14	8	成立
平成2年(調)第2号 〔営業用カラオケによる騒音対策を請求〕	平 2.4.17 平 2.12.20	6	〃
平成2年(調)第5号 〔養鶏場から発生する悪臭対策を請求〕	平 2.7.10 平 3.3.26	7	〃